

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	子ども医療費の助成に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、子ども医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

奈良市長

## 公表日

令和8年3月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	奈良市子ども医療費の助成に関する条例及び奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則に基づき、子どもの医療費における医療保険の自己負担額の一部を支給する。 当該事務では、資格に関する事務(新規申請の受付、対象者の認定、異動及び喪失)及び給付に関する事務(医療費の算定、支給、過誤調整、返還請求等)及び統計事務において特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	福祉情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、共通基盤システム、サービス検索・電子申請機能、奈良電子自治体共同運営システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号利用法 第9条第2項</li><li>・奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奈良市条例第42号。以下「番号利用条例」という。) 第4条第1項及び別表第1(1の項)</li><li>・奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則(平成27年奈良市規則第97号) 第2条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・なし(情報提供は行わない)  (情報照会の根拠) ・番号利用法 第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・番号利用条例 第4条第1項別表第1(1の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部 子ども給付課
②所属長の役職名	子ども給付課長
6. 他の評価実施機関	
—	

<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	郵便番号 630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	郵便番号 630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者の適切な監督を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の提供・移転を記録し、その記録を一定期間保存している。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	公表日	2016/3/30	2017/3/30	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年3月30日	I-3法令上の根拠	番号利用条例 第4条第1項及び別表第1(第1項)	番号利用条例 第4条第1項及び別表第1(1の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年3月30日	I-4-②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法 第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号) 第2条	(情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年3月30日	I-5-②所属長	川尻 ひとみ	小澤 美砂	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年3月30日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	2016/2/1	2017/2/1	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年3月30日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	2016/2/1	2017/2/1	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月30日	公表日	2017/3/30	2018/3/30	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月30日	I-3法令上の根拠	・番号法 第9条第2項 ・番号利用条例 第4条第1項及び別表第1(1の項) ・奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則(平成27年奈良市規則第97号) 第2条	・番号法 第9条第2項 ・奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奈良市条例第42号。以下「番号利用条例」という。) 第4条第1項及び別表第1(1の項) ・奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則(平成27年奈良市規則第97号) 第2条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I-4-②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・なし(情報提供は行わない)  (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条  ※なお、情報連携の開始時期は未定である。	(情報提供の根拠) ・なし(情報提供は行わない)  (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・番号利用条例 第4条第1項別表第1の1の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年3月31日	公表日	2019/3/29	2020/3/31	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	2.助成金の支払に関する事務 ①受給資格者の自動償還データ(医療機関・診療月・点数・自己負担金等のデータ)または受給資格者の保護者からの医療費助成金請求について、確認及び審査等を行う。 ②受給資格者の登録保護者口座へ助成金を振り込む。	2.助成金の支払に関する事務 ①受給資格者のレセプトデータ(医療機関・診療月・点数・自己負担金等のデータ)または受給資格者の保護者からの医療費助成金請求について、確認及び審査等を行う。 ②受給資格者の登録保護者口座等へ助成金を振り込む。	事後	複数あるデータの名称表記を統一するため。
令和3年3月31日	公表日	2020/3/31	2021/3/31	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	公表日	2021/3/31	2022/3/31	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、共通基盤システム	福祉情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、共通基盤システム、サービス検索・電子申請機能、奈良電子自治体共同運営システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月11日	公表日	2022/3/31	2023/7/11	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	I-1-②事務の概要	<p>奈良市は、子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、もつて子どもの健やかな成長に寄与することを目的として、奈良市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第3号)に基づき、健康保険に加入している中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の本市に居住している子どもを対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成している。</p> <p>子ども医療費助成事業の適正かつ効果的な運営のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)及び奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奈良市条例第42号。以下「番号利用条例」という。)の規定に従い、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>1.受給資格に関する事務  ①資格取得及び喪失に関する届出または氏名・住所・振込口座・医療保険等の変更に関する届出を受理し、対象の子どもの住所及び医療保険情報等を確認し、受給資格者として登録または喪失処理を行う。  ②医療費受給資格証を発行する。  ③奈良県子ども医療費助成事業補助金の所得基準対象者の把握及び高額療養費の算定における区分判定のため、受給資格者の養育者(及びその配偶者)の地方税関係情報を確認する。  ④年に1回の所得確認時及び年齢要件による資格切替時に、資格更新処理を行う。</p> <p>2.助成金の支払に関する事務  ①受給資格者のレセプトデータ(医療機関・診療月・点数・自己負担金等のデータ)または受給資格者の保護者からの医療費助成金請求について、確認及び審査等を行う。  ②受給資格者の登録保護者口座等へ助成金を振り込む。</p> <p>3.統計事務  統計対象情報(受給者情報、支払情報)を抽出し、受給者数調査や支払月報などの報告書を作成する。</p>	<p>奈良市子ども医療費の助成に関する条例及び奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則に基づき、子どもの医療費における医療保険の自己負担額の一部を支給する。</p> <p>当該事務では、資格に関する事務(新規申請の受付、対象者の認定、異動及び喪失)及び給付に関する事務(医療費の算定、支給、過誤調整、返還請求等)及び統計事務において特定個人情報ファイルを使用する。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月1日	I-4-②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)  ・番号法 第19条第8号  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条</p>	<p>(情報照会の根拠)  ・番号利用法 第19条第9号  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	Ⅱ－1対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象人数の減少であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月1日	Ⅱ－1対象人数 いつ時点の計数か	2019/2/28	2023/11/1	事後	しきい値判断の結果の変更に伴う再実施
令和6年3月1日	Ⅱ－2取扱者数 いつ時点の計数か	2019/2/28	2023/11/1	事後	しきい値判断の結果の変更に伴う再実施
令和6年3月1日	Ⅱ－3重大事故	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月1日	公表日	2023/7/11	2024/3/1	事後	しきい値判断の結果の変更に伴う再実施
令和8年3月11日	公表日	令和6年3月1日	令和8年3月11日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和8年3月11日	I－5－①部署	子ども未来部 子ども育成課	子ども未来部 子ども給付課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和8年3月11日	I－5－②所属長の役職名	子ども育成課長	子ども給付課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和8年3月11日	Ⅱ－1対象人数	令和5年11月1日	令和7年11月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和8年3月11日	Ⅱ－2取扱者数	令和5年11月1日	令和7年11月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和8年3月11日	IV－8. 人手を介在させる作業	—	十分である。 事務取扱者の適切な監督を行っている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和8年3月11日	IV－11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 特定個人情報の提供・移転を記録し、その記録を一定期間保存している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。